

# **大規模災害時行動マニュアル**

**一般社団法人 大分県建設業協会**

# 目 次

I マニュアルの目的	1
II 平常時からの備え（発災前）	
1. 災害時に備えた心構え	1
2. 想定される大規模災害	1
3. 連絡体制等の整備	1
4. 物資等の備蓄、資機材の整備	2
5. 電子データのバックアップ	2
III 初動対応（発災後～3時間以内）	
1. 職員の安全確保	2
2. 職員の参集	2
3. 参集基準	3
4. 職員の安否確認及び施設等の安全確認	3
5. 災害情報の収集	3
IV 本部災害対策本部の設置（発災後 3～6 時間以内）	
1. 災害対策本部設置のための連絡調整・決定	3
2. 災害対策本部の設置場所	3
3. 災害対策本部設置の連絡	4
4. 災害対策本部会議の開催	4
5. 災害対応方針の決定	4
V 本部事務局の体制（発災後 3 時間～）	
1. 事務局体制	4
2. 事務局業務の遂行	5
VI 情報の収集・提供（発災後 3 時間～）	
1. 行政、関係機関等が有する情報	5
2. 支部が有する情報	5
3. 情報の処理・広報	5

## VII 行政関係機関との連絡調整（発災後3時間～）

1. 県災害対策本部との連絡・調整	5
2. 防災関係機関との連絡・調整	6
3. 全建・九建・隣県協会との連絡・調整	6

## VIII 支部との連絡調整（発災後3時間～）

1. 行政機関等からの協力要請	7
2. 被災地支部への応援	7
3. 経費の精算	7

## IX 物資の調達（発災後12時間～）

7

### 【添付資料】

- 別添1 大分市津波・地震ハザードマップ
- 別添2 災害時緊急連絡先一覧
- 別添3 非常用物品・資機材管理表
- 別添4 本部災害対策本部設置連絡票
- 別添5 大分県建設業協会（本部）災害対策本部組織図
- 別添6 大分県災害対策本部組織図
- 別添7 防災関係機関一覧
- 別添8 災害時における緊急作業等に関する協定

# 大規模災害時行動マニュアル

## I マニュアルの目的

本マニュアルは、地震、津波、豪雨等により、大分県内で大規模災害が発生した際に、一般社団法人大分県建設業協会が、別途定めた「大規模災害防災業務計画」に基づいて、迅速かつ効率的に災害対応を行うために、協会（本部）が執るべき備えや行動の手順を示したものである。

また、本マニュアルは、協会（本部）が、災害による影響を最小限に抑え、速やかに機能を回復しながら、迅速に災害対応を行うことを目標としており、災害時の事業継続計画（BCP）としても位置付けられるものである。

## II 平常時からの備え（発災前）

### 1. 災害時に備えた心構え

災害時において、協会が、地域の守り手としての責務を十分に果たすためには、災害の影響を最小限に抑え、本来の執務環境に速やかに回復させていく必要がある。

そのため、協会災害対策本部の様々な業務を担う本部事務局においては、平常時から、大規模災害を想定した業務継続計画（BCP）の視点を持ちながら、災害への備えを行うとともに、災害が発生した際には、各要員が一丸となり、タイムラインに沿って迅速な対応にあたるものとする。

### 2. 想定される大規模災害

本県では、近い将来（50年以内に90%の発生確率）において、南海トラフを震源とする巨大地震の発生が予測されており、県内では、最大で震度6強の揺れや高さ13mを越す津波が想定されている。

同想定においては、本協会本部のある大分県建設会館が、津波浸水想定区域内に位置し、周辺では、最大で震度6弱の地震や高さ1～2mの津波が予想されているため、協会本部では、特に南海トラフ地震に対する備えが重要となっている。

また、一方で、近年では、熊本地震等の断層型地震や地球温暖化等に起因した短時間の集中的な豪雨、さらには阿蘇山をはじめとした火山噴火等も頻発しており、様々な災害を想定して対策を講じておく必要がある。

※別添1 「大分市津波・地震ハザードマップ」参照

### 3. 連絡体制等の整備

災害が発生した際に迅速な対応を行うためには、平常時から、協会本部内及び協会支部並びに関係機関との連絡体制を確立させておく必要があるため、本部

役職員は、常に別紙「災害時緊急連絡先一覧」を携行するとともに、内容に変更があった場合はその都度改訂を行う。

※別添2 「災害時緊急連絡先一覧」参照

#### 4. 物資等の備蓄、資機材の整備

災害時に迅速かつ持続的な対応を行えるよう、平常時から必要となる非常用物品の備蓄や資機材等の整備を行う。

##### ① 生活支援物品（災害対応要員用）

飲料水3日分（2リットル×50本）、食料3日分（缶詰、カップ麺、乾パン、アルファ米）、救急薬品、タオル、簡易トイレ、寝袋、カセットコンロ等

##### ② 災害対応用物品・資機材

ブルーシート、携帯ラジオ、ノートパソコン、ノーパンク自転車、災害用通信機器等

※別添3 「非常用物品・資機材管理表」参照

#### 5. 電子データのバックアップ

災害時に、業務を遂行する上で重要な電子データを喪失しないために、協会内のサーバーやパソコンに保管されている重要度の高い電子データについては、USBメモリー等の電磁的記録媒体に保存し、協会事務所内の耐震・耐火のある金庫に保管する。なお、保存したデータについては、定期的（年に2回程度）に更新するものとする。

### III 初動対応（発災後～3時間以内）

#### 1. 職員の安全確保

執務時間中に災害が発生した場合は、まずは職員の安全確保を最優先とし、職員の無事を確認した後、災害の状況等に応じて速やかに全員を安全な場所に避難させる。

##### 【津波災害の場合】

- ・津波到達時間が長い場合は、漂流物による津波火災等も想定し、可能な限り、浸水区域外の津波避難場所であるコンパルホールや金池小学校等に避難する。
- ・津波到達時間が短い場合は、津波避難ビルに指定されている最寄りの大分市役所庁舎や大分県庁舎等の高層階に避難する。

※別添1 「大分市津波・地震ハザードマップ」参照

#### 2. 職員の参集

休日、夜間等の勤務時間外に大規模災害が発生した場合には、災害対策本部の要員は、本人と家族の安全を確保、確認した後、原則として徒步又は二輪車（自転車、バイク）により速やかに協会事務局に参集する。

但し、収集場所や経路が危険な状況にあり、安全が確保できない場合は、即時の行動は控え、テレビ、ラジオ等により災害情報の収集に努める。

### 3. 収集基準

収集基準については、防災業務計画第9条で定める災害対策本部設置の要件に準じるが、具体的には下記の事態を目安とする。

- ① 県内で、震度5強以上の地震が発生したとき又は地震により広域かつ甚大な被害が発生したとき
- ② 県内で、大津波警報又は津波警報が発令されたとき又は津波により広域かつ甚大な被害が発生したとき
- ③ 県内で、大雨特別警報が発令されたとき又は大雨で広域かつ甚大な被害が発生したとき
- ④ 県内で、上記以外の大規模災害が発生したとき又は会長から収集の指示があったとき

### 4. 職員の安否及び施設等の安全確認

収集した職員は、会館を開錠した後、2階協会事務局の電源や通信機能等の確認・確保を行い、収集できていない職員の安否確認を行う。

また、地震災害等の場合は、建物や会館内の施設等に損壊や破損等がないかを点検し、災害対策本部として機能できるかを確認する。

### 5. 災害情報の収集

事務局の機能を確認した後は、テレビやラジオ、インターネット等、あらゆる手段を利用して、以下の点に注視して災害情報の収集を行う。

- ① 災害のこれまでの推移と今後の予測
- ② 被害の状況（特に重機が必要な救助、道路や公共施設等の被害等）
- ③ 行政等の対応（災害対策本部の設置、避難指示・勧告等）

## IV 本部災害対策本部の設置（発災後3～6時間以内）

### 1. 災害対策本部設置のための連絡調整・決定

災害の状況が、防災業務計画第9条定める要件に該当する場合は、会長（本部長）、副会長（副本部長）に連絡・協議を行ったうえで、本部災害対策本部を設置する。

### 2. 災害対策本部の設置場所

本部災害対策本部は、大分県建設会館2階にある大分県建設業協会事務局内に設置する。但し、建物の損壊や浸水等で、会館が使用できない場合又は機能しない場合は、会長（本部長）の指示により、支部の施設や協会員の社屋等のうちから、被災リスクや利便性、機能性等を考慮して、適切な場所に設置する。

### **3. 災害対策本部設置の連絡**

本部災害対策本部を設置した場合は、速やかに全支部長あてに FAX 及び電話で連絡するとともに、大分県災害対策本部及び全国建設業協会に通知する。

※別添4「本部災害対策本部設置連絡票」参照

### **4. 災害対策本部会議の開催**

本部災害対策本部設置後は、災害情報等を収集・整理して、可及的速やかに災害対策本部会議を開催し、協会の今後の基本的な対応方針等を決定する。

その後は、災害の状況等を注視しながら、必要に応じて災害対策本部会議を開催し、対応を協議する。

### **5. 災害対応方針の決定**

上記4において、対応方針を決定するにあたっては、協会本部及び支部が締結している災害協定等に基づく要請の有無や内容等を確認したうえで、協会全体の対応方針を決定する。

## **V 本部事務局の体制（発災後3時間～）**

### **1. 事務局体制**

本部災害対策本部事務局の業務は、協会本部事務局職員が行うものとし、①総務・情報班、②連絡・調整班、③物資・施設班により構成する。

#### **【総務・情報班】**

- ① 災害対策本部の事務の総括
- ② 職員、協会員の安否確認
- ③ 災害対策本部会議の開催
- ④ 災害情報等の収集

#### **【連絡・調整班】**

- ① 県災害対策本部との連絡・調整
- ② 支部災害対策本部との連絡・調整
- ③ 全建、九建、他県等との連絡・調整
- ④ 支部応援にかかる連絡・調整

#### **【物資・施設班】**

- ① 事務局が必要とする物資の調達
- ② 県や協会支部からの要請に基づく物資の調達
- ③ 電気、通信等業務に必要となるインフラ機能の確保
- ④ 会館施設の点検、維持管理

※別添5「大分県建設業協会（本部）災害対策本部組織図」参照

## 2. 事務局業務の遂行

事務局職員は、本部災害対策本部の設置の有無にかかわらず、災害発生直後から、災害対策本部の事務局業務に着手するものとし、当マニュアルだけでなく、災害の状況等に応じて柔軟に対応する。

# VI 情報の収集・提供（発災後3時間～）

## 1. 行政、関係機関等が有する情報

大規模災害時には、県災害対策本部に県内の災害情報が集中し、対応方針や具体的な対策が決定されるため、同本部と密接に連携をとりながら、被害状況や今後の対応など様々な情報の収集を行い、必要な情報を支部に提供する。

### 【収集・提供する情報】

- ① 公共土木施設（道路、河川、港湾等）、住宅等の被害に関すること
- ② 災害の動向、今後の予測（2次災害等に関すること）
- ③ 協会への協力要請に関すること

○各土木事務所や市町村の災害対策本部の情報については、支部災害対策本部が収集する。

○必要に応じて、国土交通省や西日本高速道路（株）、全建、気象台等からも情報収集を行う。

※別添6 「大分県災害対策本部組織図」、別添7 「防災関係機関一覧」 参照

## 2. 支部が有する情報

災害現場で活動する支部協会員の活動状況や被災現場の状況、支部管内の被害状況等について、支部災害対策本部から情報収集を行い、必要な情報については、県災害対策本部に報告し、情報共有を図る。

## 3. 情報の処理・広報

事務局職員は、上記1、2で収集した情報を、時系列に整理、記録する。

災害現場での活動状況や被災現場に関する情報（画像等を含む）については、必要に応じて県災害対策本部や報道機関等に提供する。

# VII 行政・関係機関との連絡調整（発災後3時間～）

## 1. 県災害対策本部との連絡・調整

災害時における、県との総合的な連絡・調整及び県との災害協定等に基づく災害対応については、県災害対策本部内の社会基盤対策部と連絡・調整を行うものとする。

なお、社会基盤対策部との具体的なやり取りについては、土木建築部建設政策課企画・アセットマネジメント推進班を窓口とする。

#### 【県災害対策本部社会基盤対策部】

☎ 097-506-4555 (建設政策課企画・アセットマネジメント推進班)  
FAX 097-506-1771

#### 《県から災害対応要請があった場合の対応》

##### ① 県等からの災害対応の要請

災害が発生し、県が管理する公共土木施設等に災害が発生し又は発生する恐れがあるため、災害協定に基づき、県から協会本部に対して、緊急作業等の要請があった場合は、要請内容に応じて支部と連絡・調整を行う。

同様に、国から、九州地方整備局と九州各県建設業協会との災害協定に基づき、被災施設等の状況調査や応急対策等の要請があった場合も同様とする。

また、これらの行政機関から、災害協定に基づかない協力要請等があった場合は、関係支部等と協議を行い、対応の可否を決定する。

※別添8 「災害時における緊急作業等に関する協定」参照

##### ② 活動実績等の整理、報告

協会本部との協定等に基づいて、緊急作業等の災害対応を行った場合は、対応した内容等について支部から情報収集を行い、整理したうえで、要請のあった機関に報告する。

##### ③ 連絡調整要員の派遣

災害が広域かつ甚大であり、情報が幅廣するおそれがある場合は、協会本部職員を県災害対策本部（社会基盤対策部）に派遣し、直接、情報収集や連絡・調整を行う。

### 2. 防災関係機関との連絡・調整

協会本部は、災害対応において、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関との連携・調整が必要な場合は、県災害対策本部等を通して、これらの機関との連絡・調整を図る。

### 3. 全建・九建・隣県協会との連絡・調整

災害時に、他県の協会等の応援が必要となった場合は、九建事務局（福岡県建設業協会）や全建の災害対策本部（協力）等と連絡・調整を行う。

## VIII 支部との連絡調整（発災後3時間～）

### 1. 行政機関等からの協力要請

県等の行政機関から協会本部に対して、災害協定等に基づいて協力要請があった場合は、関係支部に連絡し、対応の可否や今後の対応予定等について調整を行う。

なお、既に同趣旨の要請が土木事務所から支部にあった場合は、その旨を要請機関に報告する。

#### 【想定される協力要請の内容】

資機材の提供、燃料供給、廃棄物の運搬、技術者の派遣、応急対応業務（交通整理、障害物撤去、補修、清掃、段差解消等）

### 2. 被災地支部への応援

被災地支部長から、近隣支部長又は本部災害対策本部長あてに、災害対応についての応援要請があった場合は、被災地支部と応援支部との間の連絡・調整等を以下のとおり行う。

#### ①近隣支部へ応援要請があった場合

防災業務計画第15条第2項により、近隣支部長から本部災害対策本部長あてに、応援を行う旨の報告があった場合は、隨時、応援状況の把握に努めるものとし、さらなる支援等が必要になった場合は、他の支部と応援協力の協議・調整を行う。

#### ②本部への応援要請があった場合

防災業務計画第16条により、被災地支部長から本部災害対策本部長あてに、応援要請があった場合は、要請内容を整理したうえ、他の支部に対して応援協力を依頼し、支援内容等について調整を行う。

また、本協会だけでは対応が十分でない場合は、九州各県の建設業協会や全建等に対して協力を要請する。

各支部や他県協会等による応援内容が決定した場合は、速やかに被災地支部に連絡する。

### 3 経費の精算

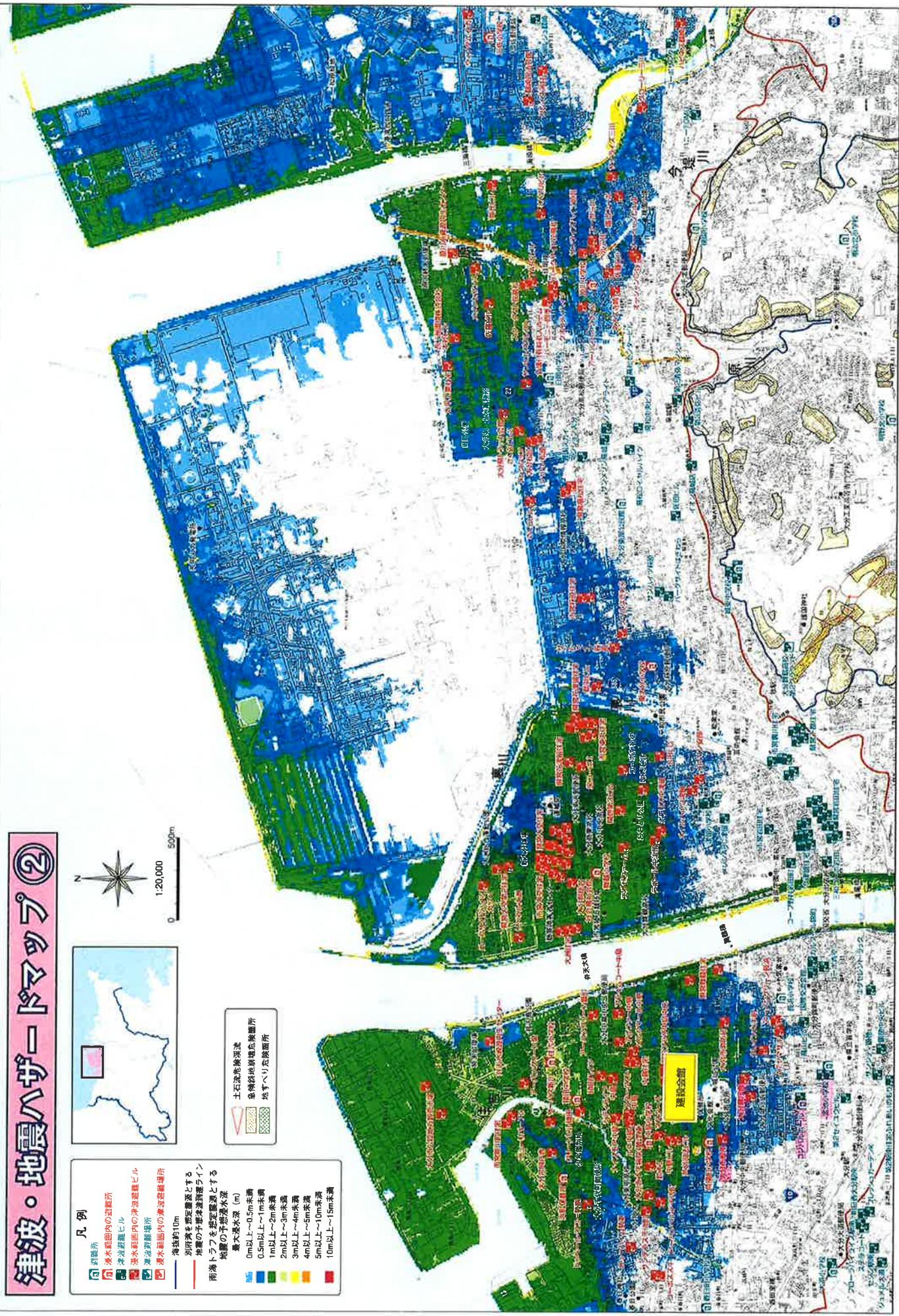
被災地支部への応援等に要した経費の精算については、必要に応じて本部事務局が支部間の調整等を行う。

## IX 物資の調達（発災後12時間～）

### 1. 事務局業務に必要な物資の調達

事務局業務に必要な物資が不足した場合は、各支部や他県建設業協会、全建等に協力を依頼する。

別添1



## 非常用物品・資機材管理表

今日の日付

2017/2/17

品名	在庫数	必要数	消費期限	保管場所
生活支援物品	飲料水(2L)			
	乾パン			
	レトルトカレー			
	アルファ米			
	カップ麺			
	救急薬品( )			
	携帯ラジオ			
	カセットコンロ			
	ガスボンベ			
	ティッシュペーパー			
	トイレットペーパー			
	ビニール袋			
	タオル			
災害対応用物品・資機材	ブルーシート			
	携帯ラジオ			
	ノートパソコン			
	自転車			
	ヘルメット			
	軍手			
	懐中電灯			

数量不足

消費期限切れ

## 災害対策本部設置連絡票

下記のとおり、大分県建設業協会（本部）災害対策  
本部を設置しましたので通知します

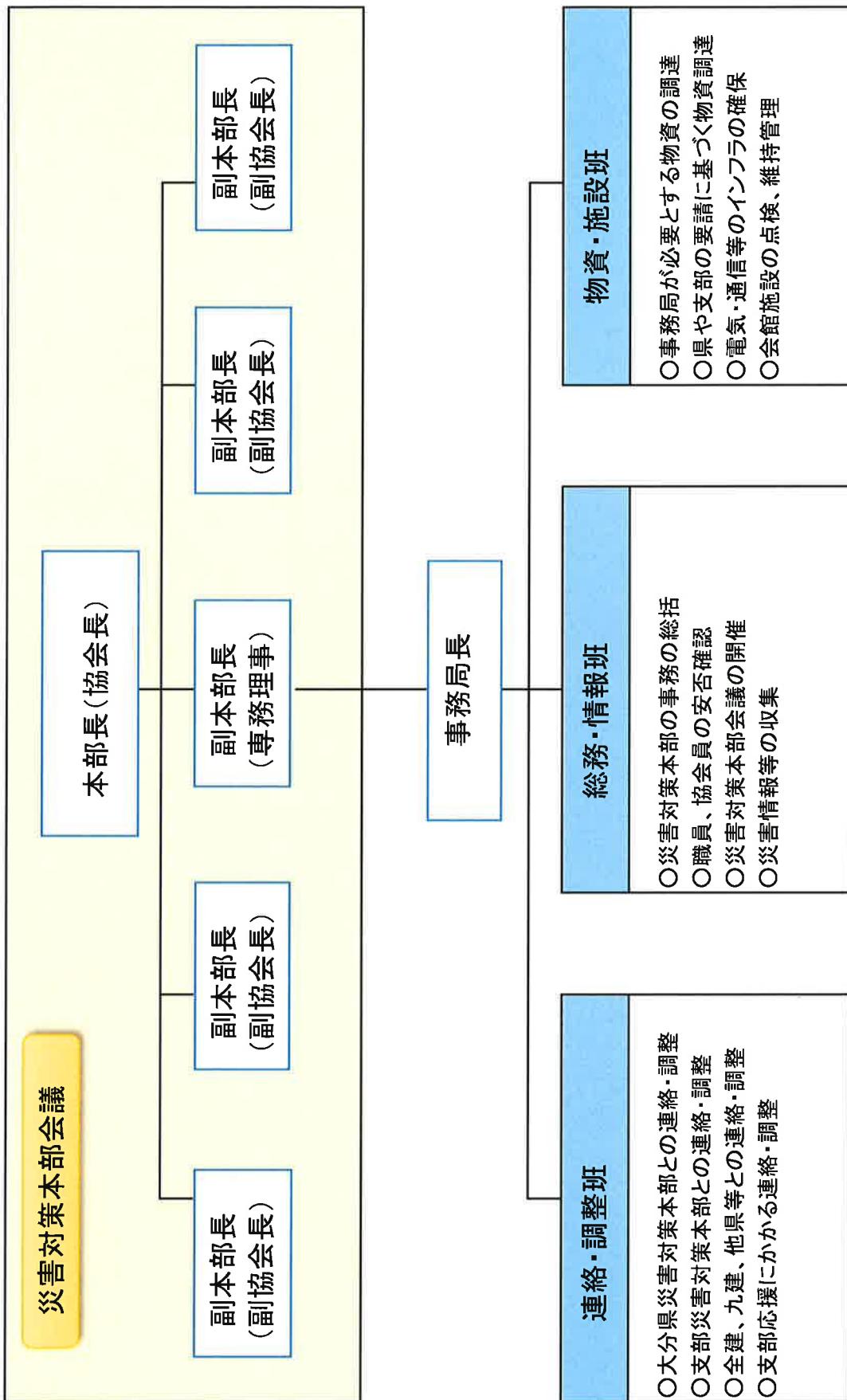
設置日時	月　　日　　時　　分
設置場所	大分県建設業協会事務局 大分市荷揚町 4-28(大分県建設会館 2階)
対応災害	

大分県建設業協会（本部）災害対策本部長

---

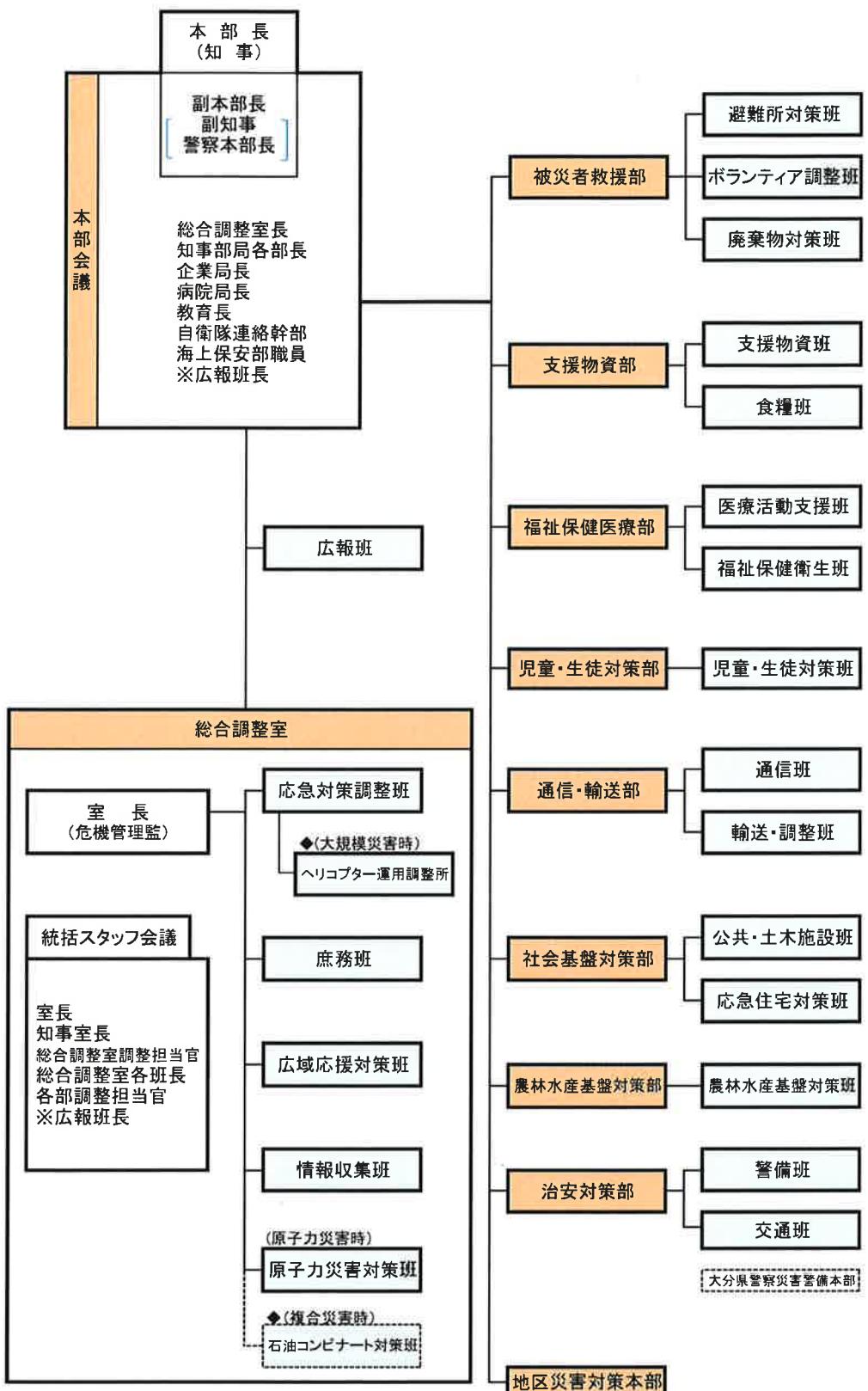
TEL	097-536-4800
FAX	097-534-5828
担当者	

# 大分県建設業協会(本部)災害対策本部組織図



別添5

## 大分県災害対策本部組織図



# 防災関係機関一覧

## 1. 大分県

## 2. 国土交通省

部局・事務所		担当課・班	連絡先	備考	連絡先	備考
土木建築部	建設政策課 企画・推進班	建設政策課 企画調査班	☎ 097-506-4555 FAX 097-506-1771	・災害時の総合窓口 ・公共・土木施設に関すること	☎ 092-471-6331 FAX 092-476-3511	・九建設との災害協定
	建築住宅課 企画調査班	建築住宅課 企画調査班	☎ 097-506-4677 FAX 097-506-1779	・応急住宅対策に関すること	☎ 097-544-4167 FAX 097-546-1326	大分川水系、大野川水系 国道10号、国道210号等
生活環境部 防災局	防災危機管理課 防災危機対策監	防災危機管理課 防災危機対策監	☎ 097-506-3066 FAX 097-533-0930	・応急対応に係る防災 諸係機関等との緊急な 調整	☎ 0972-22-1880 FAX 0972-23-7481	番川水系 国道10号、国道57号等
					☎ 0979-24-0571 FAX 0979-24-1973	山国川水系
豊後高田土木事務所	建設・保全課 企画・道路班	建設・保全課 企画・道路班	☎ 0978-22-2285 FAX 0978-22-2920	北部地区災害対策本部	☎ 0942-39-6651 FAX	筑後川水系(三隈川、 玖珠川、大山川等)
國東土木事務所	建設・保全課 企画・道路班	建設・保全課 企画・道路班	☎ 0978-72-1321 FAX 0978-72-3107	東部地区災害対策本部		
別府土木事務所	企画調査課	企画調査課	☎ 0977-67-0211 FAX 0977-67-6480	東部地区災害対策本部		
大分土木事務所	企画調査課	企画調査課	☎ 097-5568-2141 FAX 097-552-5701	中部地区災害対策本部	☎ 03-3351-9396 FAX 03-3555-3218	
臼杵土木事務所	建設課 企画・道路班	建設課 企画・道路班	☎ 0972-63-4136 FAX 0972-63-7885	中部地区災害対策本部	☎ 092-477-6731 FAX 092-477-6740	
佐伯土木事務所	企画調査課	企画調査課	☎ 0972-22-3171 FAX 0972-22-9543	南部地区災害対策本部	☎ 0952-23-3117 FAX 0952-24-9751	
豊後大野土木事務所	企画調査課	企画調査課	☎ 0974-22-1056 FAX 0974-22-0978	豊肥地区災害対策本部	☎ 095-826-2285 FAX 095-826-2289	
竹田土木事務所	建設・保全課 企画・道路班	建設・保全課 企画・道路班	☎ 0974-63-2108 FAX 0974-63-3031	豊肥地区災害対策本部	☎ 096-366-5111 FAX 096-363-1192	
玖珠土木事務所	建設・保全課 企画・道路班	建設・保全課 企画・道路班	☎ 0973-72-1152 FAX 0973-72-3074	西部地区災害対策本部	☎ 0985-22-7171 FAX 0985-23-6798	
日田土木事務所	企画調査課	企画調査課	☎ 0973-23-2141 FAX 0973-23-3174	西部地区災害対策本部	☎ 099-257-9211 FAX 099257-9214	
中津土木事務所	企画調査課	企画調査課	☎ 0979-22-2110 FAX 0979-22-2244	北部地区災害対策本部	☎ 098-876-5211 FAX 098-870-4565	
宇佐土木事務所	建設・保全課 企画・道路班	建設・保全課 企画・道路班	☎ 0978-33-4956 FAX	北部地区災害対策本部		

別添7

**災害時における緊急作業等に関する協定**

大分県土木建築部（以下「甲」という。）と社団法人大分県建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時における緊急作業等について次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、地震、風水害等によって、甲が管理する公共土木施設に災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合における緊急作業等（以下「作業」という。）に対する乙の協力に関する必要な事項を定める。

（対応範囲等）

第2条 県全域を作業の対応範囲とするが、迅速な対応に向けて甲の各土木事務所長と乙の当該土木事務所管内各支部長の間で、作業区域や施工者等を含む協定を別に締結する。

（協力要請）

第3条 甲は、一土木事務所での対応が困難な大規模災害発生時に作業を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

2 前項の要請があつた場合、乙は、支部間の調整を行い協力することとする。

（協定書の常備）

第4条 甲及び乙は、大規模災害の発生に備え第2条の規定により締結した協定書の写しを常備するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いすれかとも文書による終了の意志表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年 7月 17日

大分市大手町3丁目1番1号

甲 大分県土木建築部



（代表者） 部長 山 路 茂

大分市荷揚町4番28号

乙 社団法人 大分県建設業協会



（代表者） 会長 梅 林 秀